

「令和元年 8 月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人佐賀県共同募金会

1 趣旨

令和元年 8 月 27 日からの大雨により、県内各地で死傷者の人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、県下全 20 市町において災害救助法が適用されました。

佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和元年 8 月佐賀県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和元年 9 月 2 日（月）から令和 2 年 2 月 28 日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	県庁支店	普通預金 3 0 4 4 8 6 0	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	0 0 9 5 0 - 9 - 2 3 7 5 8 5		佐賀県共募 令和元年 8 月佐賀県 豪雨災害義援金

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、A T M、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和元年 8 月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行します。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町 7 番 18 号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp